

【平成 29 年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算の変更について】
平成 29 年度より介護職員処遇改善加算は区分を新設し、従来の加算の区分と加算率
変更されます。

[介護職員処遇改善加算の変更について]

平成 29 年度より介護職員処遇改善加算は以下記載のとおり変更になります。

◆介護職員処遇改善加算（Ⅰ）→新設

（月額 3 万 7 千円相当）

◆介護職員処遇改善加算（Ⅱ）[旧 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）]

（月額 2 万 7 千円相当）

◆介護職員処遇改善加算（Ⅲ）[旧 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）]

（月額 1 万 5 千円相当）

◆介護職員処遇改善加算（Ⅳ）[旧 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）]

（加算（Ⅲ）×0.9）

◆介護職員処遇改善加算（Ⅴ）[旧 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）]

（加算（Ⅲ）×0.8）

給管鳥 Ver7.3.1 にて介護職員処遇改善加算の変更に対応しておりますが、
注意事項がありますので、以下を必ずご確認ください。

【注意事項】

給管鳥 Ver7.3.1 にバージョンアップをおこなうと、事業所情報詳細画面で設定した
介護職員処遇改善加算は、以下のように変更になります。

◆介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：新設区分です。

平成 29 年 4 月サービス提供分から算定が可能な場合は、3 月分の請求業務
終了後、事業所情報詳細画面にて、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を
設定してください。

■事業所情報詳細画面（例：訪問介護の場合）

訪問介護

☐ 定期巡回の指定を受けていない

定期巡回・随時対応サービスに関する状況 ☒ 定期巡回の ☐ 定期巡回の

サービス提供責任者体制の減算 ☒ なし ☐ あり

特定事業所加算 ☐ なし ☒ 加算Ⅰ ☐ 加算Ⅱ ☐ 加算Ⅲ

中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）

中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）

介護職員処遇改善加算（旧加算：～H29.3）
☐ なし ☒ 加算Ⅰ ☐ 加算Ⅱ（旧加算Ⅰ） ☐ 加算Ⅲ（旧加算Ⅱ）
☐ 加算Ⅳ（旧加算Ⅲ） ☐ 加算Ⅴ（旧加算Ⅳ）

割引率 % ☐ 社会福祉法人等の軽減制度

平成 29 年 4 月サービス提供分から算定可能な場合は、平成 29 年 3 月サービス提供分の請求終了後、加算（Ⅰ）に変更してください。

【ご注意】

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は、平成 29 年 4 月から算定可能な新設区分です。

給管鳥 Ver7.3.1 にバージョンアップ後、3 月分の請求が終了するまでは
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）に設定しないでください。

平成 29 年 3 月分以前の請求終了前に処遇改善加算（Ⅰ）に設定変更すると、
3 月以前の請求分は、加算が算定されなくなるのでご注意ください。

◆介護職員処遇改善加算（Ⅱ）：

平成 29 年 3 月まで算定していた介護職員処遇改善加算（Ⅰ）が（Ⅱ）へ名称変更
され、加算率も変更されます。

【給管鳥 Ver7.3.0】

訪問介護

☐ 定期巡回の指定を受けていない
定期巡回・随時対応サービスに関する状況 ☒ 定期巡回の指定を受けている
☐ 定期巡回の整備計画がある

サービス提供責任者体制の減算 ☒ なし ☐ あり

特定事業所加算 ☐ なし ☒ 加算Ⅰ ☐ 加算Ⅱ ☐ 加算Ⅲ ☐ 加算Ⅳ

中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） ☐ 非該当 ☒ 該当

中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） ☐ 非該当 ☒ 該当

介護職員処遇改善加算 ☐ なし ☒ 加算Ⅰ ☐ 加算Ⅱ ☐ 加算Ⅲ ☐ 加算Ⅳ

割引率 % ☐ 社会福祉法人等の軽減制度

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は、平成
29 年 4 月より（Ⅱ）へ変更されます。

バージョンアップをおこなう
ことで自動的に加算（Ⅱ）へ
変更されます。

【給管鳥 Ver7.3.1】

訪問介護

☐ 定期巡回の指定を受けていない
定期巡回・随時対応サービスに関する状況 ☒ 定期巡回の指定を受けている
☐ 定期巡回の整備計画がある

サービス提供責任者体制の減算 ☒ なし ☐ あり

特定事業所加算 ☐ なし ☒ 加算Ⅰ ☐ 加算Ⅱ ☐ 加算Ⅲ ☐ 加算Ⅳ

中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） ☒ 非該当 ☐ 該当

中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） ☒ 非該当 ☐ 該当

介護職員処遇改善加算
（旧加算：～H29.3）
☐ なし ☐ 加算Ⅰ
☒ 加算Ⅱ（旧加算Ⅰ） ☐ 加算Ⅲ（旧加算Ⅱ）
☐ 加算Ⅳ（旧加算Ⅲ） ☐ 加算Ⅴ（旧加算Ⅳ）

割引率 % ☐ 社会福祉法人等の軽減制度

給管鳥 Ver7.3.1 にバージョンアップをおこなうと設定された処遇改善加算が変更されます。

◆事業所情報詳細画面：

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）に設定していた場合

→Ver7.3.1 から介護職員処遇改善加算（Ⅱ）に自動的に変更します。

◆Ver7.3.1 以降から介護職員処遇改善加算を（Ⅱ）に設定している場合

平成 29 年 3 月まで→介護職員処遇改善加算（Ⅰ）で算定

平成 29 年 4 月以降→介護職員処遇改善加算（Ⅱ）で算定します。

バージョンアップ後、事業所情報詳細画面で処遇改善加算（Ⅱ）を設定している場合
【3 月分】

認定済・申請中		平成29年03月分 サービス利用票(兼居宅サービス計画)										居宅介護支援事業者→利用者																									
保険者番号	111111					保険者名	日本市					居宅介護支援事業者事業所名	日医居宅介護支援事業所 03-1111-1111 FAX:03-1111-1112					作成年月日	平成29年03月13日					利用者確認													
被保険者番号	0012001200					フリガナ	キョウカンジョウ ハナコ					被保険者氏名	給管鳥 花子 様					保険者確認印						届出年月日	年 月 日												
生年月日	昭和 12年12月12日					性別	女					要介護状態区分	要介護3					区分支給限度基準額	26,931 単位/月					限度額適用期間	平成28年10月 から 平成30年09月 まで					前月までの利用日数	0 日						
提供時間帯	サービス内容	サービス事業者名	月間サービス計画及び実績の記録																																		
09:00 から 09:30	身体1・1	日医居宅介護支援事業所	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計		
09:00 から 09:30	訪問介護処遇改善加算Ⅰ	日医居宅介護支援事業所	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	回数
			予定	1							1						1					1											1		5		
			3 月以前提供分については、処遇改善加算（Ⅰ）を算定																																		

【4 月分】

認定済・申請中		平成29年04月分 サービス利用票(兼居宅サービス計画)										居宅介護支援事業者→利用者																							
保険者番号	111111					保険者名	日本市					居宅介護支援事業者事業所名	日医居宅介護支援事業所 03-1111-1111 FAX:03-1111-1112					作成年月日	平成29年03月13日					利用者確認											
被保険者番号	0012001200					フリガナ	キョウカンジョウ ハナコ					被保険者氏名	給管鳥 花子 様					保険者確認印						届出年月日	年 月 日										
生年月日	昭和 12年12月12日					性別	女					要介護状態区分	要介護3					区分支給限度基準額	26,931 単位/月					限度額適用期間	平成28年10月 から 平成30年09月 まで					前月までの利用日数	0 日				
提供時間帯	サービス内容	サービス事業者名	月間サービス計画及び実績の記録																																
09:00 から 09:30	身体1・1	日医居宅介護支援事業所	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計	
09:00 から 09:30	訪問介護処遇改善加算Ⅱ	日医居宅介護支援事業所	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	回数	
			予定						1						1						1										1		4		
			4 月以降提供分については、処遇改善加算（Ⅱ）を算定																																

例：平成 29 年 3 月まで介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定

平成 29 年 4 月以降、新設された介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定する場合

給管鳥 Ver7.3.1 にバージョンアップ後、以下のようにご操作してください。

1) 平成 29 年 3 月提供分の請求をおこなうため、事業所情報詳細画面にて提供サービスより該当サービスを選択、介護職員処遇改善加算を加算（Ⅱ）に設定してください。

平成 29 年 3 月までの介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は、4 月以降は介護職員処遇改善加算（Ⅱ）に名称変更されます。
給管鳥 Ver7.3.1 からは 3 月以前分の請求をおこなう場合、加算（Ⅱ）に設定してください。

2) 事業所情報詳細画面にて変更設定後、サービス（予定）実績画面にて、サービス登録、実績確定、請求書出力等請求業務をおこなってください。

3) 3 月分の請求業務終了後、4 月分の算定から、新設の処遇改善加算（Ⅰ）を算定可能にするため、再度事業所情報詳細画面を表示させ、該当サービスの処遇改善加算（Ⅰ）を選択し、反映をクリック後、[登録/更新]してください。

3 月提供分の請求業務が終了しましたら、事業所情報詳細画面にて処遇改善加算（Ⅰ）に変更し、設定してください。

◆介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

平成 29 年 3 月まで算定していた介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を（Ⅲ）へ名称変更と加算率も変更

◆事業所情報詳細画面：

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）に設定していた場合

→Ver7.3.1 から介護職員処遇改善加算（Ⅲ）に自動的に変更します。

◆Ver7.3.1 以降、介護職員処遇改善加算を（Ⅲ）で設定されている場合

平成 29 年 3 月まで→介護職員処遇改善加算（Ⅱ）で算定

平成 29 年 4 月以降→介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定します。

◆介護職員処遇改善加算（Ⅳ）

平成 29 年 3 月まで算定していた介護職員処遇改善加算（Ⅲ）を（Ⅳ）へ名称変更と加算率も変更

◆事業所情報詳細画面：

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）に設定していた場合

→Ver7.3.1 から介護職員処遇改善加算（Ⅳ）に自動的に変更します。

◆Ver7.3.1 以降、介護職員処遇改善加算を（Ⅳ）で設定されている場合

平成 29 年 3 月まで→介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定

平成 29 年 4 月以降→介護職員処遇改善加算（Ⅳ）で算定します。

◆介護職員処遇改善加算（Ⅴ）

平成 29 年 3 月まで算定していた介護職員処遇改善加算（Ⅳ）を（Ⅴ）へ名称変更と加算率も変更

◆事業所情報詳細画面：

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）に設定していた場合

→Ver7.3.1 から介護職員処遇改善加算（Ⅴ）に自動的に変更します。

◆Ver7.3.1 以降、介護職員処遇改善加算を（Ⅴ）で設定されている場合

平成 29 年 3 月まで→介護職員処遇改善加算（Ⅳ）で算定

平成 29 年 4 月以降→介護職員処遇改善加算（Ⅴ）で算定します。

【ご注意】

平成 29 年 3 月以前の提供分の請求と 4 月以降提供分については、処遇改善加算の名称と加算率が変更されておりますので、請求時、加算の名称と加算率を必ずご確認いただき、請求をおこなってください。